

広島県営住宅壁面への屋外広告物設置事業者の 募集要領

○ 申込受付期間

令和6年12月27日（金）から

令和7年1月16日（木）まで

○ 入札日

令和7年1月31日（金）

広島県土木建築局住宅課

目 次

入札申込みから屋外広告物設置までの流れ	1
広島県営住宅壁面への屋外広告物設置事業者の募集要領	2
1 募集概要	2
(1) 事業の名称	
(2) 事業の目的	
(3) 貸付施設の概要	
(4) 募集の仕様	
(5) 貸付期間	
(6) 契約の方法等【重要事項説明】	
(7) 募集価格	
(8) 費用の負担	
2 入札の方法等	3
3 使用する言語、通貨及び単位	3
4 入札の日時等	3
(1) 入札の実施	
(2) 入札の受付等	
5 入札参加資格	3
6 入札参加に関する留意事項	4
(1) 入札保証金	
(2) 入札の無効	
(3) 入札の執行	
(4) 入札書の記載方法等	
(5) 入札者の持参するもの	
(6) 落札者の決定	
(7) 入札の結果	
7 契約手続	5
(1) 契約の締結等	
(2) 契約保証金	
8 入札までのスケジュール	6
(1) 募集に関する質問の受付及び回答	
(2) 入札参加資格（入札申込）の確認	
9 貸付料の支払方法	7
10 その他の留意事項	7

入札申込みから屋外広告物設置までの流れ

① 募集要領に関する質問の受付及び回答

質問受付：令和6年12月27日（金）から令和7年1月16日（木）まで
午前9時から午後5時まで（ただし、正午～午後1時を除く）
※質問に対する回答は、広島県ホームページにおいて公表します。

② 一般競争入札参加資格確認申請（入札申込）

受付期間：令和6年12月27日（金）から令和7年1月16日（木）まで
午前9時から午後5時まで（ただし、正午～午後1時を除く）
※閉庁日（土曜日、日曜日、祝日及び令和6年12月30日から令和7年1月3日）
を除く。
受付場所：広島県土木建築局住宅課（広島市中区基町10番52号）

③ 入札の日時及び場所

入札期日：令和7年1月31日（金）
入札時間：入札時間は物件番号ごとに異なりますので、御注意ください。

物件番号	入札時間
1	午後1時30分
2	午後2時10分
3	午後2時50分
4	午後3時30分
5	午後4時10分

※入札参加資格を満たす全ての物件（物件番号1から5）の入札にそれぞれ参加することができます。

場 所：広島県庁本館地下1階入札室（広島市中区基町10番52号）

④ 契約説明

入札終了後、引き続いて落札者に対して契約内容を説明します。

⑤ 契約の締結

契約締結期限：令和7年2月6日（木）

⑥ 貸付料の支払

貸付料の支払方法は、広島県が発行する納入通知書により金融機関窓口から納付していただきます。

⑦ 貸付期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日（3年）

⑧ 広告の掲載

広告掲載承認、屋外広告物等表示許可等の条件が整った上で、令和7年4月1日から、広告を掲載することが可能です。

広島県営住宅壁面への屋外広告物設置事業者の募集要領（一般競争入札）

広島県では、次のとおり広島県営住宅壁面への屋外広告物の設置事業者を募集します。
この要領に基づき、屋外広告物の設置を希望される法人を対象に、一般競争入札により屋外広告物設置事業者を決定します。入札に参加を希望される方は、この要領のほか、広島県営住宅壁面への屋外広告物設置事業者の募集に係る仕様書、入札公告、広島県営住宅壁面への屋外広告物設置に係る契約書（案）及び関係法令等を御承知の上、お申し込みください。

1 募集概要

(1) 事業の名称

広島県営住宅壁面への屋外広告物設置事業者募集事業

(2) 事業の目的

県有資産を有効活用することにより、新たな歳入を確保するとともに、地域経済の活性化を図ります。

(3) 貸付する県営住宅壁面の概要

物件番号	貸付場所	所在地	詳細
1	県営比治山住宅1号棟	広島市南区比治山本町10-27	資料2 募集に係る仕様書 媒体資料による
2	県営比治山住宅2号棟	広島市南区比治山本町10-32	資料2 募集に係る仕様書 媒体資料による
3	県営比治山住宅3号棟	広島市南区比治山本町10-36	資料2 募集に係る仕様書 媒体資料による
4	県営宇品住宅6号棟	広島市南区宇品東一丁目3-14	資料2 募集に係る仕様書 媒体資料による
5	県営宇品住宅7号棟	広島市南区宇品東一丁目3-3	資料2 募集に係る仕様書 媒体資料による

(4) 募集の仕様

資料2 広島県営住宅壁面への屋外広告物設置事業者の募集に係る仕様書のとおりです。

(5) 貸付期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日（3年）

※貸付期間中における広告内容の変更はできません。

(6) 契約の方法等

ア 屋外広告物を設置するための県有財産の賃貸借です。

イ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第328条の5第4項の規定（同項を準用する場合を含む。）に基づき、広島県において公用又は公共用に供する必要が生じたときは、契約を解除することがあります。

ウ その他、設置事業者が広島県の定める貸付条件等に違反したときは、契約を解除することがあります。

(7) 募集価格（年額）

掲載期間中の貸付料（広告掲載料）の年額は、以下のとおりとします。

貸付場所	募集価格（年額）
県営比治山住宅1号棟	212,000円以上
県営比治山住宅2号棟	212,000円以上
県営比治山住宅3号棟	212,000円以上
県営宇品住宅6号棟	69,000円以上
県営宇品住宅7号棟	48,000円以上

※募集価格には、消費税及び地方消費税相当額を含みます。

(8) 費用の負担

ア 屋外広告物の設置及び撤去に要する工事費、移転費、屋外広告物等表示・設置許可申請手数料等その他必要とされる一切の費用は設置事業者の負担とします。

イ 設置事業者は、自らの負担において、広告物設置と同時に当該広告物について、生産物賠償責任保険に加入するものとします。

2 入札の方法等

一般競争入札により落札者を決定します。

3 使用する言語、通貨及び単位

言語：日本語

通貨：日本国通貨

単位：日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位

4 入札の日時等

(1) 入札の実施（駐車場は用意しておりません。公共交通機関を御利用ください。）

入札期日	令和7年1月31日（金）	
入札時間	物件番号1	午後1時30分
	物件番号2	午後2時10分
	物件番号3	午後2時50分
	物件番号4	午後3時30分
	物件番号5	午後4時10分
入札場所	広島県庁本館地下1階入札室 （広島市中区基町10番52号）	

(2) 入札の受付等

入札の受付は、入札開始時刻の5分前から行います。一度会場に入場されますと入札終了までは退場することができません。

なお、入札開始時刻には、入札会場を閉鎖します。遅れて来られた方は、入札に参加することができませんので、御注意ください。

入札終了後、落札者の方に契約説明を行います。申込者又は代理人が必ず出席してください。

5 入札参加資格

次の要件をすべて満たす法人に限り参加することができます。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 次のいずれかの要件を満たす者であること。

ア 令和4～6年物品・委託役務競争入札参加資格者名簿において「56A広告・広報」の資格を認定されている者で、過去2年間に広告代理業務の実績を有する者

イ 広島市屋外広告業登録業者であり、過去2年間に屋外広告業務の実績を有する者

(3) 公告日から開札日までの間のいずれの日においても、県の指名除外を受けていないこと。

(4) 公告日から開札日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第11項に定める低入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。

(6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

- (7) 広島県内に本社、支社、営業所等を有する者であること。
- (8) 広島県広告取扱要綱及び広島県広告取扱基準に違反しない者であること。

6 入札参加に関する留意事項

- (1) 入札保証金
免除します。
- (2) 入札の無効
次に該当するときは、その入札は無効とします。
 - ア 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
 - イ 入札を取り消すことができる制限行為能力者の意思表示であるとき。
 - ウ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
 - エ 入札者が2以上の入札をしたとき。
 - オ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上を代理して入札したとき。
 - カ 入札者が連合して入札したとき、その他入札に関して不正の行為があったとき。
 - キ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
 - ク 再度の入札をした場合においてその入札が一であるとき。
 - ケ 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき。
- (3) 入札の執行
 - ア 代理人が入札する場合には、入札前にその代理権を証する書面（以下「委任状」という。）を提出していただく必要があります。ただし、別途、有効期間の記載のある委任状を作成されており、当該有効期間が入札の時期を含む場合は当該有効期間のある委任状によることも可能です。
 - イ 入札執行中における入札辞退は、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を、入札執行者に直接提出してください。
 - ウ 入札執行中は、入札執行者が特に必要と認めた場合を除くほか入札室の出入りは禁止します。
 - エ 入札執行中は、入札者の私語、放言等を禁止します。
 - オ 入札室には、入札に必要な者以外は入室できません。
 - カ 入札書類は、様式集の入札書（様式第1）、入札辞退届（様式第2）、委任状（様式第3、アのただし書の場合を除く。）を使用してください。
- (4) 入札書の記載方法等

入札書（様式第1）には、消費税及び地方消費税相当額を含めた年額（1年間分）の貸付料を記載してください。

※貸付期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年です。

消費税及び地方消費税相当額を含めた金額を入札金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を含めた金額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）を入札書に記載してください。

- (5) 入札者の持参するもの
 - ア 印鑑（入札参加資格確認申請書で使用した実印、代理人の場合は委任状に押印した代理人使用印）
 - イ 筆記用具（黒又は青の万年筆又はボールペン）
 - ウ 委任状（代理人によって 入札する場合）
- (6) 落札者の決定
 - ア 開札は、入札後直ちに、入札者の立会いの下で行います。
 - イ 落札者は、次の方法により決定します。
 - (ア) 広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号。以下「規則」という。）第19条の規定に基づき、広島県が予定する年額（1年間当たり）の貸付料以上で最高の価格をもって入札

した者を落札者とします。

(イ) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、地方自治法施行令第167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

ウ 落札者はその権利を他者に譲ることはできません。

(7) 入札の結果

開札した場合に、落札者があるときはその者の名称及び金額を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に知らせます。

また、「落札者の名称」は、広島県ホームページ等で公表することを予定しています。

7 契約手続

(1) 契約の締結等

ア 落札者は、落札通知を受けた日から5日以内に、別添の資料5「広島県営住宅壁面への屋外広告物設置に係る契約書（案）」に基づき県と賃貸借契約を締結していただきます。

(ア) 契約は、「落札者」名義で締結することとなります。

(イ) 契約に先立ち、様式集の財産借受願（様式第7）を広島県に提出してください。

(ウ) 契約の締結に係る一切の費用（印紙代等）は、落札者の負担となります。

(エ) 契約にあたっては、連帯保証人を立ててください。契約締結の際、必要書類を提出することとなります。

イ 落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失います。

ウ 契約書を作成し、各自その1通を保有するものとします。

(2) 契約保証金

(ア) 県と締結した委託・役務業務契約を平成19年10月1日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった契約種目の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者（ただし、契約解除の要因となった契約種目は、「広告・広報」の資格に限る。）

契約金額の100分の10以上の額を納付。

ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除します。

(イ) (ア)以外の者
免除します。

(3) 連帯保証人

ア 広島県公有財産管理規則（昭和39年規則第31号）第32条（同条を準用する場合を含む。）の規定により連帯保証人を立ててください。

イ 契約の締結の際、連帯保証人の登記簿謄本「原本」（現に効力を有する部分（個人の場合は市町村発行の身分証明書））、印鑑証明書等（印鑑証明書又は印鑑登録証明書）、納税証明書（契約締結前3か月以内に発行された広島県税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書、固定資産税を納付していることがわかる証明書）、企業概要の資料等、必要書類を提出してください。

ウ 連帯保証人が個人である場合、民法第465条の2第2項の極度額は、契約締結時の令和7年度から令和9年度までの年額の貸付料相当額とします。

エ 連帯保証人が個人である場合、民法465条の10第1項に基づき、落札者は、連帯保証人に対して、この契約の締結に先立ち、次の項目について、真実かつ正確な情報の提供を行ってください。

(ア) 財産及び収支の状況

- (イ) 落札者が契約締結後に広島県に対して負担する一切の債務（以下「主債務」という。）
以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
- (ウ) 主債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及び
その内容

8 入札までのスケジュール

(1) 募集に関する質問の受付及び回答

ア この県営住宅壁面への屋外広告物設置事業者の募集要領等に関する質問は、次のとおり受け付けます。

受付期間	令和6年12月27日（金）～令和7年1月16日（木） 午前9時～午後5時（ただし、正午～午後1時を除く。） ※閉庁日（土曜日、日曜日、祝日及び令和6年12月30日から令和7年1月3日）を除きます。
提出方法	様式集の広島県営住宅壁面への屋外広告物設置事業者の募集に関する質問書（様式第4）に記入の上、持参、郵送又はファクシミリにより提出してください。郵送の場合は、上記の期限までに必着するようお願いいたします。 注）郵送とは、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれに準ずるものに限りま。
提出先	広島県土木建築局住宅課（住宅調整グループ） 〒730-8511 広島市中区基町10番52号 電話：(082)513-4178、ファクシミリ：(082)223-3551

イ 質問に対する回答の公表

提出された質問への回答は、令和7年1月23日（木）までに広島県ホームページにおいて公表します。

(2) 入札参加資格（入札申込）の確認

この入札に参加を希望される方は、事前に入札参加資格の有無について広島県の確認を受ける必要があります。

受付期間	令和6年12月27日（金）～令和7年1月16日（木） 午前9時～午後5時（ただし、正午～午後1時を除く。） ※閉庁日（土曜日、日曜日、祝日及び令和6年12月30日から令和7年1月3日）は受付を行いません。
提出方法	様式集の入札参加資格確認申請書（様式第5-1、2）及び誓約書（様式第6）に必要事項を記入・押印し、持参又は郵送により申し込んでください。郵送の場合は、上記の期限までに必着するようお願いいたします。
提出先	8-(1)提出先に同じ。

ア 提出書類

- (ア) 入札参加資格確認申請書（様式第5-1、5-2）
- (イ) 誓約書（様式第6）
- (ウ) 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- (エ) 印鑑証明書
- (オ) 広島県税及び地方法人特別税の納税証明書（広島県税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書についての滞納がない旨の証明）
※(ウ)、(エ)、(オ)については、申請書類の提出日から3か月以内に発行された原本とします。

イ 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認結果は、確認申請をされた方に対して令和7年1月23日（木）までに書

面により通知します。

ウ 入札参加資格がないとされた場合の理由説明

入札参加資格がないと通知された方は、書面により次のとおり理由の説明を求められます。

受付期間	令和7年1月23日（木）～令和7年1月27日（月） 午前9時～午後5時（ただし、正午～午後1時を除く。）
提出方法	説明要求の書面（様式自由、要代表者印）により、持参又は郵送により申し込んでください。 郵送の場合は、上記の期限までに必着するようお願いします。
提出先	8－(1)提出先に同じ。
回答期限	令和7年1月29日（水）

9 貸付料の支払方法

- (1) 貸付料は、広島県が発行する納入通知書により、毎年4月30日までに、金融機関窓口から、その年度の属する貸付料（1年間分の貸付料）を納付しなければなりません。ただし、当該年度の納入期限前までに賃貸借期間が終了（解除を含む。）した場合は、広島県の指定する日までに支払うものとします。
- (2) 契約締結後、貸付料の支払が指定期日までに行われなかった場合には、延滞料の支払を申し受けるとともに、契約を解除することがありますので、御注意ください。
- (3) 契約締結後、貸付料の支払が指定期日までに行われなかった場合には、延滞料の支払を申し受けるとともに、契約を解除することがありますので、注意してください。
- (4) 貸付料を指定期日までに支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年14.5%（ただし、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とする。）の割合で算定した延滞料を加算して広島県に支払っていただきます。
- (5) 納付済みの貸付料は返還しません。ただし、広島県が必要と認めた場合は、既に納付された貸付料の全額又は一部を返還する場合があります。

10 その他の留意事項

(1) 「屋外広告物設置」事業関連規定の遵守

広島県と本件「広島県営住宅壁面への屋外広告物設置に係る契約書」を締結した落札者（以下「設置事業者」という。）は、本要領のほか、広島県営住宅壁面への屋外広告物設置事業者の募集に係る仕様書及び広島県営住宅壁面への屋外広告物設置に係る契約書（案）に定める事項について遵守しなければなりません。

(2) 設置方法等

設置事業者は、屋外広告物の設置に当たっては、様式集の県営住宅壁面への屋外広告物設置に係る承認申請書（様式第8）に屋外広告物の設置内容（具体的な仕様、構造計算を行ってください）を記載の上、広島県に提出し、承認を得る必要があります。また、承認を得た設置方法の全部又は一部を変更する場合も同様の手続きとなります。

(3) 屋外広告物設置等に係る経費

広告の設置、撤去、維持管理及び原状回復に要する経費は、設置事業者の負担とします。

(4) 屋外広告物設置に係る工事の承認

設置事業者は、屋外広告物設置に係る工事については、様式集の県営住宅壁面への屋外広告物設置に係る工事承認申請書（様式第9）に工事内容を記載の上、広島県に提出し、承認を得る必要があります。

(5) 広告掲載承認

設置事業者は、広告の掲載に当たっては、広告掲載承認申請書（様式第10）に広告の原稿を

添えて県に提出し、承認を得る必要があります。また、承認を得た広告の内容の全部又は一部を変更する場合も同様の手続きとなります。

(6) 設置広告の取下げ

設置事業者は、自己の都合により広告掲載を取り下げることができますが、その際は、様式集の広告掲載中止申出書（様式第11）を提出して県の承諾を得るものとします。

なお、広告掲載の取下げ、契約期間の満了等、広告掲載面を県に返還する場合は、様式集の借受財産返還書（様式第12）を提出して県の承諾を得るものとします。

(7) 貸付料の返還

納付済みの貸付料は、原則として返還しません。ただし、広島県が必要と認めた場合は、既に納付された貸付料の全部又は一部を返還する場合があります

(8) 設置事業者の責任

ア 設置事業者は、広告設置に関するすべての事項について一切の責任を負うものとします。

イ 広告設置に関して第三者に損害を与えた場合は、広告設置者の責任及び負担において解決するものとします。

(9) 今回の入札において落札者がなかった場合は、次回の一般競争入札若しくは指名競争入札、又は公募による手続きを開始するまでの間、申込み先着順により、この要領に記載している募集価格以上で広告設置に係る契約を締結します。その際は、契約期間および始期については、広島県と契約者との協議の上、決定することとします。